

需給調整市場における電源等の差替えに関するシステム制約について

2025年8月28日

一般社団法人 電力需給調整力取引所

需給調整市場システムを用いて電源等の差替えを実施する際、特定の条件下において、差替え先の電源等が、実際は、差替えようとする約定量相当の調整力の供出が可能な場合であっても、電源等の差替えができない事象が発生し得るシステム上の制約があることが判明しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制約の内容

需給調整市場システムを用いて電源等の差替えを実施する際、差替えようとする約定量が、差替え先の電源等における同一時間帯の“週間市場の商品区分内における供出可能量の最大値から複合充足量および有効な前日市場約定量を差し引いた値”を超過した場合、需給調整市場システムでエラーメッセージが表示され電源等の差替えができない仕様となっています。これは、差替え先の電源等において、週間市場商品の未約定（未入札）分の一部または全部が前日市場に応札され、約定している可能性があるため、当該電源等の週間市場商品の未約定分から、更に前日商品約定量を控除した値を、差替え量の上限とすることで、差替え先の電源等における既約定量との容量の重複を防ぐための仕様です（参照：取引規程第36条）。一方、差替え先の電源等において、有効な前日市場約定量があっても、実際には、週間市場の商品区分内における供出可能量の未約定分相当との間で容量の重複がなく、差替えを行っても調整力の供出に問題が無いようなケースも考えられるため、そのようなケースでは、この仕様が結果的に、電源等の差替えに係るシステム上の制約（以下「本制約」といいます。）となることを確認いたしました。

2. 制約解消見通し

2026年3月中旬※（予定）

※2026年度取引に向けた需給調整市場システムの改修により本制約を解消予定

3. 本制約により想定される影響とその対応について

需給調整市場で約定した電源等がトラブル等により供出不可となった場合において、本制約により、実際には応動に問題が無いその他の電源等が差替え先として選定できず、よりコストの高い電源等への差替えを検討するか、あるいは代替不可申請を行わざるを得なくなるおそれがあります。このため、本お知らせ以降、制約解消までの間、原則として次のとおり取扱うことといたしますので、各取引会員さまにおかれましては、この取扱いを踏まえてご対応くださいますよう、お願いいたします。

- 本制約が原因で電源等の差替えが行えない事象が発生した場合で、供出不可の電源等よりもコストの安い差替え先の電源等が他に無いときは、供出不可の電源等の代替不可申請を行ったうえで、本制約による代替不可申請である旨を、属地エリアの一般送配電事業者へお申し出ください。
- 電源等の差替えを行えず、代替不可申請に至ったのが本制約に起因していることを属地エリア

の一般送配電事業者が確認（申し出内容に明らかな矛盾等がないことを確認）した場合は、本制約に起因して差替えを行えなかった容量に相当する範囲をペナルティ料金の対象外とします。

なお、本制約により、当初想定した電源等が差替え先として選定できない場合、他の、よりコストの高い電源等へ差替えすることも可能ですが、この場合に追加的に発生する費用は取引会員の負担となりますので、ご注意ください。

以 上